

球磨村告示第25号

令和6年第5回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月24日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和6年6月3日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

宮本 宣彦君

板崎 壽一君

東 純一君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

高澤 康成君

田代 利一君

6月5日に応招した議員

同 上

6月6日に応招した議員

〃

○応招しなかった議員

令和6年 第5回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和6年6月3日(月曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和6年6月3日 午後1時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 報告第3号 令和5年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第4号 令和5年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 令和5年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 議案第29号 球磨村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第30号 球磨村職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第31号 球磨村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第32号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第11 議案第33号 令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 報告第3号 令和5年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第4号 令和5年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 令和5年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

午後 1 時30分開会

○議長（舟戸 治生君） 本日は第5回定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第5回球磨村議会定例会を開会します。

会議に先立ち、まず3月定例会以降の行事と諸般の報告をします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告に代えさせていただきます。

続いて、3月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査委員、板崎壽一君にその報告をお願いします。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 3月定例議会以降の例月出納検査についてご報告申し上げます。

令和6年2月、3月、4月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付しておりますが、検査の結果につきましては、それぞれ何ら不正、非違の点は見受けられず、全て適正でありました。

なお、数値等の詳細については、報告書を事務局に備えておりますので、御覧ください。

以上で、例月出納検査の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、7番、嶽本孝司君、9番、高澤康成君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月3日から6月6日までの4日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日6月3日から6月6日までの4日間とすることに決定しました。

日程第3. 一部事務組合議会報告

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、一部事務組合議会の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） こんにちは。3月以降の人吉球磨広域行政組合議会の報告を行いたいと思います。

まず、令和6年第1回人吉球磨広域行政組合定例会2日目が、令和6年3月25日10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催をされました。

日程第1、一般質問、あさぎり町選出の22番、加賀山瑞津子議員が質問事項「新一般廃棄物処理施設の建設計画と周辺住民との合意形成について」ということで質問をされました。執行部の考えをただしました。

日程第2、議案第1号人吉球磨広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第3、議案第3号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第4、議案第4号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担の総額、この3件では、執行部の補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決をされました。

日程第5、委員会の閉会中の継続調査について、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査をするということに決定をされました。

最後に、組合会議規則第43条の規定により、議決された事件について、その条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することで決定され、閉会をされました。

以上、令和6年第1回人吉球磨広域行政組合定例会2日目の会議結果について報告をいたします。

続きまして、令和6年第2回人吉球磨広域行政組合臨時会が、令和6年5月30日午前10時から人吉球磨グリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、議席の指定では、あさぎり町議会改選により、新たに選出をされました山口和幸議員の議席を22番、皆越てる子議員の議席を23番に議長から指定をされました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、五木村16番、田山淳士議員、山江村18番、中村龍喜議員が指名をされました。

日程第3、会期の決定では、人吉市宮崎保健会運営委員会副委員長の報告を受け、会期を5月30日の1日間に決定をされました。

日程第4、議会運営委員会委員の選出では、欠員となっております1名を上球磨地区の議員から選出をされ、水上村13番、杉野貴文議員が議長から指名をされました。

その後、議会運営委員会が開催をされ、委員会の互選の結果、委員長に球磨村20番、田代利一議員が選任をされました。

日程第5、報告第1号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

については、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、質疑を行いました。

日程第6、議員の派遣については、任期満了に伴う改選により、新たに選出をされましたあさぎり町の組合議員、それと本年11月に改選を迎えます湯前町の組合議員の組合施設の視察研修と、全議員による先進地視察研修を行うことが決定をされました。

最後に、組合議会会議規則第43条の規定により、議決された事件についての条項、字句、数字、その他の整理を、議長に委任することが決定され、閉会をされました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第4. 報告第3号 令和5年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（舟戸 治生君） それでは、これから議案の上程を行います。

日程第4、報告第3号令和5年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、皆さん、こんにちは。令和6年第5回球磨村議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき、ここに第5回定例会が開催されますことに厚く御礼を申し上げます。

今回の定例会では、報告3件、議案5件を上程させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程いただきました報告第3号令和5年度球磨村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご報告を申し上げます。

令和5年度の繰越明許費につきましては、令和5年度一般会計補正予算書の第2表繰越明許費補正でお示しした事業を議決及び専決処分をいただいております。

これらの事業は、年度内において支出を終わらない見込みであるため、繰越しの設定をお願いしたものでございますが、会計年度を終了しまして、実際に繰越費用を必要とする額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） それでは、本案件について質疑を行います。ご質疑はありますか。3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 3番です。ちょっと確認の意味で教えていただければと思います。

一番上に載せてあります木造仮設住宅改修事業、この事業についての説明は数回いただいておりますわけなんですけれども、繰越額が1億203万4千円というようなことで、今からどのように

やっていくかということも含めて取組をされていくかと思うんですけども、その進捗状況、内容について、さらに新しいことが分かりましたら説明をよろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 総務課長、境目昭博君。

○総務課長（境目 昭博君） 木造仮設住宅改修事業につきましては、運動公園芝生広場及びグラウンド内の仮設住宅3列目までの改修工事を行い、村営住宅として村民の皆様に住んでいただくということで行っております。

このうち、令和5年度中に芝生広場の改修については完成をしまして、入居をいただいております。残りグラウンド内の3列目までの改修、それと浄化槽、あるいは受水槽の改修を今進めておるところでございます。

建物につきましては、おおむね改修が進んでおりまして、実際の説明の折に、秋頃、10月ぐらいには完成のところを考えておるところです。

このほか、浄化槽と受水槽につきましては、その規模等によりまして、その容量が決まっております。これにつきましては、これから、今、その入居いただく方、世帯等の把握ができてきましたので、それに応じた浄化槽等の設置を進めることとしておるところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 3番、宮本宣彦君。

○議員（3番 宮本 宣彦君） 今、説明がありました分については、順次、その入居される方々になるべく早くスムーズに入れるように工事の進捗と、入居される方の利便性の向上につながるように、ぜひ、よろしくお願いいたしますと思います。

それと、3列目以降、奥のほうにありました分については、村営住宅に利用するというような話になっておりますけれども、今回の一般質問の中でも、ちょっと別件で話をさせていただきたいという思いがあるんですけども、現在、災害住宅に入居され、大体被災をされた方については方向性が定まってきて、復興の状態になりつつあるんだと思うんですけども、各球磨川沿いもしくは支流のところに、またもとあったところに住みたいと思う方々が、かさ上げ工事の該当されている方のところが工事がいよいよ本格的に始まるようになっておるようでございますけれども、村有地に、いわゆる空き地になったところに、なるべく入っていただけるようなことが考えられる中で、今後、どのようにそこを進めていかれるか、ちょっと関連質問になりますけれども、村長、どういう思いでおられるか、よろしくお願いいたします。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

今、村の住宅を希望される方に関しましては、できるだけそのような対応ができるようにということで進めているところでございますけれども、中には自分で、ちゃんとアパートを借りて対応

しておられる方もいらっしゃると思いますので、そのところは希望をしっかりと聞きながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） ちょっと確認を。暮らしの応援商品券についてです。これは12月議会だったですかね。そもそも令和5年度中という形で認識をしていたのですが、いつのまにか令和6年という形になっています。12月だったと思いますが、その後、どういうふうな今の進捗で、なぜ繰越しをしなければならなくなったのかというところを、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） はい、お答えします。

暮らしの応援商品券ですけれども、12月の議会で予算を決定いただきまして、それから年度内、3月末までの商品券の発行と、あと使用といったときに、ちょっと期間が短すぎるということで、これは期間が足りないということで繰越しをさせていただいたというような状況でございます。

昨年が8月から12月末まで、5か月間の商品券を使える期間ということで5か月間皆様にお使いいただいたという状況で、そういったところも加味しまして、年度当初すぐに準備ができればというふうに思っていたのですけれども、商品券の印刷、発注関係、準備等にも期間が必要だということで予算も繰越ししてしまっていて、現在のところ、今年度も8月から12月末までの使用期間で、今準備を進めているというような状況でございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 他町村では、前期分と後期分で分けてした町村もあつたりとか、全ての予算を繰越しをしているというのはほとんど多分ないと認識しております。多分、球磨村だけだと思います。これに繰越しをして8月からとなると、もう新年度、令和6年6月になるわけですよ。

果たしてこの予算が国庫金なので、令和5年度の目的の中でしなければいけない。これを令和6年に繰越しをして、果たしてその住民サービスの一つとして、本来、そのやり方が理解されることなのかというと、ちょっと疑問に思うわけですよ。

もちろん、印刷だつたりとか、これどこも市町村した中で、多分発行していると思いますので、果たしてそれで繰越しをしたという理由付けになるかということ、非常に私は、繰越しをしちゃいけないわけではないでしょうけど、それは仕事上、やはり速やかに、それはするべきだったんだ

ろうと思いますけど、そこら辺の認識というのはどうなんですか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 議員仰せのとおり、村民の方々に使っていただくならば、早くお届けして使っていただいたほうが良いというところでございます。

うちのほうの都合で印刷の準備、それから商工会関係の事務のお願いということで、そういった準備等がございまして、今年度に入ってから準備をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 一つ一つ事業名を見ると、もちろん空調であったりとか、令和5年度に議会の承認を得て、一勝地小学校学校の空調であったりというのは、そもそも令和6年度の7月ぐらいをというところでありましたので、非常に理解できる部分と理解できない部分があるわけですね。であれば、これをわざわざ令和6年の8月スタートするのではなくて、早くそこは商品券として令和5年度中に配って、使用期間、使える期間を令和6年またがってできるような形でもよかったわけですよ。でも、そもそもとしてできていないことがやっぱり問題と私は思います。いち早く、せっかくこういうのがありますので、早く取りかかってお配りできるような形をお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 4番です。今の件に関してですが、いつから取り付けられますか、取り始められますか。今早めにと言われても、即できますか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 今、商品権の印刷関係をお願いする事務を始めていまして、それから商工会さんのほうには、一応期間をもうお話ししまして、8月から12月までの間に商品券の、もう8月前には住民の皆さんのほうにお届けして、8月から12月末まで商品券使えるように設定をするということで、今準備を進めております。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） すみませんが、12月にあれ出来てから、そして、今高澤議員も言われたとおり、8月から12月の間っていうのもおかしいし、「準備を進めております」と今言われましたが、どこまで進んでいますか。

○議長（舟戸 治生君） 復興推進課長、大岩正明君。

○復興推進課長（大岩 正明君） 今、商品券を印刷していただける業者のほうに見積り依頼を出すところでございます。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） 見積もりを出すところですか。それはもう全然遅れているのではないですか。見積もりを今から出すなんて、分かっていることをなんでそんなになっているんですかね。

○議長（舟戸 治生君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 段取りについては、今、大岩課長が申したとおりでございますけども、今、その前に申しましたように、8月から12月の間で村民の方には利用していただくように、その段取りでしっかり進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） 1番です。教育課長にお尋ねをいたしますけども、先ほどちょっとお話、球磨清流学園の北校舎、北体育館、空調設備ということで、今までの見積もりがどうだろうかということで、議会でもちょっとした経緯がございますけども、先ほどありましたように7月に稼働ができる。今、現在の進捗状況をお知らせをいただければと思います。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） ただいまの質問につきましてお答えいたします。

北校舎、北体育館の空調設備の設置工事につきましては、3月中、下旬ぐらいに入札いたしました。今、現在のところ工事のほうは、工程会議のほうも私も立ち会わせていただいたことがあるんですけども、順調に進んでいるところで、今、現在のところは7月末をもって工事のほうを完了させる予定でございます。

○議長（舟戸 治生君） 1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） それでは確認です。今もう業者も選定をされて、7月夏休みの終わりといいますか、ということは、夏休みの期間中には完全に終わるということですよ。7月末ということですよ。それであれば、子供達がその北校舎に通ってくるころに、そういう設置工事とか車両が来ますでしょう、工事車両が来ます、そういう危険性等々については全然関係はないということで確認ということでよろしいですか。

○議長（舟戸 治生君） 教育課長、毎床貴哉君。

○教育課長（毎床 貴哉君） もう機材のほうの搬入も来ておりまして、あとは取付け関係というようなところが今後出てきますけども、そういった安全面の配慮も、当然、夏休みのほうも7月20日以降入ってくるような形になりますので、そういったところも、ただし児童生徒は夏休み期間においても午前中はアフタースクールとか、そういったこともある予定で実施をする予定でございます。

そういったところも安全面は最善の配慮をいたしながら、工事のほうは進めていきたいと考え

ております。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第3号の報告を終わります。

日程第5. 報告第4号 令和5年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、報告第4号令和5年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました報告第4号令和5年度球磨村一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてご報告を申し上げます。

今回、事故繰越し報告をさせていただく4件は、工期に不測の日数を要したことや、河川水位が低下しなかったことで工事着手が遅れたことにより、令和5年度中に事業完了ができないため、繰越し措置をとるものであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） それでは、本案件について質疑を行います。ご質疑はありますか。9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） お尋ねします。いろいろな工事の進捗によってと思いますが、気になるのが、一つ一つ入札が終わって、着工日、着工することを工期を設定した中で、「不測の日数を要したこと」というふうに書いてありますが、工期の設定に対しては適切であったものの、という理解でよろしいですか。

○議長（舟戸 治生君） 建設課長、毎床公司君。

○建設課長（毎床 公司君） 建設課です。工期の設定については、工事規模によったり道路工事であったり河川工事であったり、それぞれで標準工期というのが設けられておりまして、その工期を採用しておりますので、工期については、標準工期ということでされていると思います。

以上です。

○議長（舟戸 治生君） 9番、高澤康成君。

○議員（9番 高澤 康成君） 災害箇所、もちろん多い中で、工事業者においては幾つも箇所を抱えた中での、それプラス不測の日数というふうになっております。

もちろん、仕方がないと言えば仕方がないことではしょうけど、やはり工期を定める上では、あ

る程度の年度内というものを持って工期も設定をするわけですので、この説明の中が非常に簡素化されて、全て、多武除とか、あと同じなので、我々が説明を頂く中では何か不測の事態とは何ぞやというところも聞かなければいけない状況になってしまうのかなと思いますので、ぜひ、こういうのも含めた工期の設定、標準であるものの、しっかりと精査をするべきではないかと私は思いますので、そこら辺を踏まえ、再度徹底した工期の設定をお願いしたいというふうに思います。

○議長（舟戸 治生君） ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑はありませんので、これで報告第4号の報告を終わります。

日程第6. 報告第5号 令和5年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、報告第5号令和5年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました報告第5号令和5年度球磨村簡易水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書についてご報告を申し上げます。

令和5年度の繰越明許費につきましては、令和5年度簡易水道特別会計第2回補正予算書の第2表繰越明許費でお示した事業を議決いただいております。

これらの事業は、年度内において支出を終わらない見込みであるため、繰越しの設定をお願いしたものでございますが、会計年度を終了しまして、実際に繰越し費用を必要とする額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、報告を申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） それでは、本案件について質疑を行います。ご質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑はありませんので、これで報告第5号の報告を終わります。

日程第7. 議案第29号 球磨村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、議案第29号球磨村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第29号球磨村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用しておりました条項につきまして改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第8. 議案第30号 球磨村職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第8、議案第30号球磨村職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第30号球磨村職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、条例に規定している失職の例外の適用条件について職務上の条件を削除し、職員が職務外の活動において発生した過失による事故も対象とするものです。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第9. 議案第31号 球磨村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第9、議案第31号球磨村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第31号球磨村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、熊本県単独事業である重度心身障害者医療費助成事業について、県の補助金交付要領の改正が行われたことに伴い、村の条例についても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、重度心身障害者医療費の入院の場合の自己負担額が2,040円

となっているものを2千円、通院費の場合の自己負担額が1,020円となっているものを1千円とするものでございます。

なお、本条例は交付の日から施行し、令和6年4月1日以降の診療、または施術に係る医療費について適用することといたしております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第10. 議案第32号 令和6年度球磨村一般会計補正予算について

日程第11. 議案第33号 令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第10、議案第32号令和6年度球磨村一般会計補正予算について並びに日程第11、議案第33号令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算については、令和6年度の一般会計及び特別会計の補正予算についての議案ですので、2議案を一括して上程いたします。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第32号及び第33号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第32号令和6年度球磨村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

まずは、歳出からご説明いたします。

各費目においては、4月の人事異動に伴い人件費の補正を行っております。

7ページの企画費では、人吉球磨地域の創造的復興のため、県補助金を活用して、地域の課題解決に向けた支援事業を行う団体への負担金を計上しております。

9ページ、社会福祉総務費では、県重度心身障害者医療費助成事業の単価変更に伴うシステム改修費を計上し、児童措置費でも児童手当の支給対象年齢の引上げ、支給額の変更等の支援拡充に対応するため、システム改修費を計上しております。

また、予防費では、65歳以上の方及び基礎疾患を有する60歳から64歳の方の重症化予防を目的とした新型コロナウイルス感染症のワクチン予防接種関連経費を計上しておりますが、ワクチン接種の促進を図るため、ふるさと応援基金を財源として活用し、自己負担を軽減してまいります。

12ページの公民館費では、大岩・日当公民館において、経年劣化している浄化槽の取替え工事に係る補助金を計上しております。

また、災害復旧費では、今年3月末の豪雨により被災した中津川、蔵谷川、村道黄檗線を災害復旧事業として申請するために、測量設計業務を計上しております。

歳入につきましては、国・県支出金を事業費に合わせて補正するとともに、財源組替えにより

普通交付税を減額しております。

このようなことから、4,126万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ59億6,048万8千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第33号令和6年度球磨村介護保険特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、総務費において地域包括支援センター支援業務として、保健師を採用したことに伴う会計年度任用職員の報酬等を増額したほか、地域支援事業においては、生活機能を改善するための運動機能向上や、栄養改善等の指導を行う通所型サービスCの送迎委託料を計上しております。

歳入におきましては、一般会計繰入金及び繰越金に求めておりますので、増額補正を行っております。

このようなことから、501万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億1,231万6千円とする予算を編成したところでございます。

以上、令和6年度一般会計並びに介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

次の本会議は、6月5日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後2時12分散会
